

嘉麻市一般コミュニティ助成事業申請に関する規程

(目的)

第1条 この告示は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する一般コミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）の申請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成事業の対象となる団体は、市内に活動の拠点を有し、かつ自治会や町内会等の地域に密着して活動するコミュニティ組織とする。

(事前申請)

第3条 実施要綱に基づく助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、同一年度における申請は、1申請者につき1件とする。

- (1) 嘉麻市一般コミュニティ助成事業申請希望書（様式第1号）
- (2) 事業実施主体の規約
- (3) 事業実施主体の当該年度の事業計画書
- (4) 事業実施主体の当該年度の収支予算書
- (5) 金額積算根拠（見積書等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を別表に定める方法により審査し、福岡県を通じ、センターへ申請を行う助成事業を決定する。

- 2 前項に規定する審査の結果が同点である場合は、「過去の助成実績」の点数が高い方を優位とし、なお同点である場合は、「助成経費」の点数が高い方を優位とする。
- 3 前項に規定する審査の結果が同点である場合は、当該申請者による抽選を行う。

(審査の結果)

第5条 市長は、前条の規定により審査を行ったときは、審査の結果を申請

者に通知するものとする。

(本申請)

第6条 前条の規定によりセンターへの申請対象となる旨の通知を受領した申請者は、次に掲げる書類を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 嘉麻市一般コミュニティ助成事業本申請書（様式第2号）
- (2) コミュニティ助成事業助成申請書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(本申請の結果)

第7条 市長は、前条に規定する申請に対する結果を受領したときは、申請者にその結果を通知するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

審査項目	審査基準
継続申請回数	同じ事業に対し、継続して申請している回数（=点数）
過去の助成実績	3年以内に助成実績あり（事業実施年度）（0点） 4～5年前に助成実績あり（事業実施年度）（1点） 6～7年前に助成実績あり（事業実施年度）（2点） 8～9年前に助成実績あり（事業実施年度）（3点） 10～11年前に助成実績あり（事業実施年度）（4点） 12年以上助成実績なし又は過去の助成実績なし（5点）
助成経費	事業実施に当たり直接的に必要な経費である場合（1点） 事業実施に当たり間接的に必要な経費である場合（0点）